

飲用等井戸を新設で整備する費用の一部を補助します。

(受付期間 令和8年5月1日から令和8年6月30日まで)

補助対象となる方について

- **給水区域外**に居住している方
※ただし、給水区域内であっても、配水管の布設が困難である区域に居住している方は対象となります。
- **単独又は共同利用により深井戸を新設で整備しようとする方**
ただし、次のいずれかに該当する方は対象なりません。
 - ※ 過去にこの事業によるもののほか、同様の補助を受けている方(小規模給水施設整備事業)
 - ※ 市税を滞納している方
 - ※ 他人の土地に井戸等の整備を行う場合に、土地所有者の承諾が得られない方

補助対象経費について

- **居住する住宅に、深井戸を新設で整備するための経費**
 - ※ 事業所、別荘、賃貸住宅は対象外です。
 - ※ 店舗併用住宅は対象となります。
 - ※ 既に整備されている井戸の修繕等にかかる経費は対象となりません。

補助額について

- 補助率:補助対象経費の1/3
(60万円を超える額に対して1/3)
- 補助上限:60万円まで

<補助額の例>

例 経費が195万円の場合
補助対象経費:135万円
(195万円-60万円=135万円)
135万円×1/3=45万円
補助金額:45万円

主な申請手続きの流れ

1. 深井戸新設の経費を確認することが出来る見積書を用意して下さい。

2. 補助金交付申請 (5/1~6/30)

- ① 補助金等交付申請書
- ② 経費の詳細が分かる見積書
- ③ 深井戸の位置図(住宅地図等)
- ④ 補助金振込先の通帳の写し
- ⑤ その他

※ 提出先:生活安全課(市役所本庁舎1階)

※ 申請書等は窓口に備え付けてあります。
また、市HPからもダウンロード可能です。

3. 交付決定通知(市から補助金の交付決定通知書が自宅に郵送されます)

4. 工事開始(交付決定通知書が届いてから工事を行ってください)

5. 実績報告等(工事終了後、実績報告書、柱状図、領収書、請求書を提出してください)

6. 補助金の交付(市から申請者の指定口座に補助金が振り込まれます)

ご注意ください!

- 施工するボーリング工事が深井戸のボーリングでない場合、補助対象となりません。(浅井戸、わき水、さわ水の取水も対象外)
- 工事費が60万3千円未満の場合は補助対象となりません。
- 複数世帯が使用する施設の場合、代表者のみ申請できます。(各世帯ごとの申請は不可)
- 交付決定前に実施した工事は対象なりません。
- 申請受付場所は、本庁生活安全課のみで、各支所での受付は行っていません。

問い合わせ先

市役所本庁舎1階 生活安全課 TEL:22-7446(直通)